

電気供給約款

令和4年10月 1 日実施

株式会社しおさい電力

電気供給約款目次

I 総則	4
1.適用.....	4
2.定義.....	4
3.単位及び端数処理	5
4.実施細目等	5
5.供給約款および料金の変更.....	6
II 契約の申込み	6
6.需給契約の申込	6
7.需給契約の成立および契約期間	6
8.需要場所	6
9.需給契約の単位	7
10.使用の開始	7
11.供給の単位	7
12.承諾の限界	7
III 料金	7
13.料金.....	7
IV 料金の算定および支払い.....	8
14 料金の適用開始の時期	8
15 検針日	8
16 料金の算定期間.....	8
17 使用電力量の計量	8
18 料金の算定	8
19 日割計算.....	9
20 料金の支払義務および支払期日	9
21.料金その他の支払方法	10
22.遅延利息	11
V 使用および供給	11
23.適正契約の保持	11
24.需要場所への立ち入りによる業務の実施	11
25.電気の使用にともなうお客さまの協力	11
26.供給の停止	12
27.供給停止の解除	12

28.供給停止期間中の料金	12
29.違約金	13
30.使用の制限もしくは中止	13
31.制限または中止の料金割引	13
32.損害賠償の免責	13
33.設備の賠償	13
VI契約の変更および終了	14
34.需給契約の変更	14
35.名義の変更	14
36.需給契約の解約	14
37.供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算	14
38.解約等	14
39.需給契約の解約後の債権債務関係	15
40.消費税および地方消費税の税率変更の際の措置	15
VII工事及び工事費の負担金	15
41.供給設備の工事費負担	16
42.計量器等の取付け	16
VIII保安	16
43.調査に対するお客さまの協力	16
44.保安等に対するお客さまの協力	16
IX反社会的勢力との取引排除	17
45.反社会的勢力との取引排除	17
Xその他	17
46.託送約款における需要者に関する規定の遵守	17
47.個人情報等の保護	17
48.著作権等	17
49.広告電子メール等の送信等	18
50.準拠法	18
51.合意管轄	18
52.この供給約款の実施日	18
別表	19

I 総則

1.適用

- (1) 当社が、一般の低圧需要に応じて、所轄の一般送配電事業者(以下「送配電事業者」といいます)の託送供給等約款(以下「託送約款」といいます)に定める託送供給により、電気を供給するときの供給条件は、この電気供給約款(以下「この供給約款」といいます)によります。
- (2) この供給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、離島(その区域内において自らが維持し、および運用する電線路が、自らが維持し、および運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り)は除きます。

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県(富士川以東)

2.定義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます)をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 負荷設備
電気を使用する設備をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 供給地点特定番号
送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。
- (9) 契約電流
契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (10) 契約容量
契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(11)契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(12)夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(13)その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(14)再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(15)供給条件の説明

電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他供給条件の説明をいいます。

(16)契約締結前の書面交付

電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(17)契約締結後の書面交付

電気事業法第 2 条の 14 に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(18)貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(19)平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料単価を算出する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします)を、いいます。

3.単位及び端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
ただし、途中計算の過程においては、小数点以下第 3 位を切り捨てます。

4.実施細目等

この供給約款の実施上必要な細目事項は、この供給約款に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

5.供給約款および料金の変更

1. 送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および電気需給契約に定める料金を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金によります。
2. 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件および電気需給契約に定める料金を変更します。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款および料金によります。

II 契約の申込み

6.需給契約の申込

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、原則としてその本人から、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
お客様の情報、料金プラン、需要場所、供給地点特定番号、契約容量、契約電力、使用開始希望日、料金の支払方法、その他当社が必要とする情報。
- (2) お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7.需給契約の成立および契約期間

- (1) 当社が示す契約条件をお客さまが承諾のうえ当社へ申込み、その申込みに対し当社は使用開始日をもって承諾したこととし、需給契約は成立いたします。ただし、お客さまからの申込みに対し、当社が 12(承諾の限界)により承諾しない場合はその旨を電子メールまたは書面にてお知らせいたします。
- (2) 契約期間は需給契約が成立した日以降、需給契約を解約した日までといたします。

8.需要場所

電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定めるお客さまの需要地点をいい、原則として、以下のように取り扱います。

- a. 1 構内または1建物を1需要場所とします。なお、構内とは、柵(植木を含む)、堀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。
- b. aにかかわらず、隣接する複数の屋内の場合で、当該電力会社および当社が1需要

場所と認める場合、1需要場所とします。

9.需給契約の単位

当社は、原則として1 需要場所について1 料金プランを適用して、1 需給契約を結びます。

10.使用の開始

- (1) 当社は、お客さまと協議のうえ電気の使用開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、使用開始日より電気を供給いたします。この場合の使用開始日は以下の通りとし、お手続き完了後すみやかに書面にてお客さまに通知します。
 - イ) 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する検針日から電気を供給いたします。
 - ロ) 引越し等の理由で新たに電気の供給を開始する場合は、原則としてお客様の希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。
- (2) 送配電事業者に起因する事由その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた使用開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さまと協議のうえ、使用開始日を定めて電気を供給いたします。

11.供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 連接引込線等の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12.承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、送配電事業者の供給設備の状況、当社の与信基準その他やむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ料金

13.料金

- (1) 料金は、別紙Ⅰ(料金表)に定める基本料金、電力量料金および別表 1(3)(再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、支払期日までにお支払いいただきます。
- (2) 別紙Ⅰ(料金表)には適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等の詳細事項を定めます。

IV料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期

電気料金は、供給手続き前にお客さまから供給開始延期に関する申入れがあった場合およびお客さまの都合によらない事由によって電気供給が開始されない場合を除き、需給開始の日から適用します。

15 検針日

検針は、一般送配電事業者が定めた日（お客様の属する検針区域に応じて、あらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。検針日は、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日とします。

16 料金の算定期間

- (1) 電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。
- (2) 一般送配電事業者が記録型計量器（スマートメーター）により計量する場合で予めお客さまに計量日（電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。以下同様とします。）をお知らせしたときは、前条および本条(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は直前の計量日から消滅日の前日までの期間とします。

17 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される 30 分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定します。
- (2) 電気料金の 1 算定期間において記録型計量器（スマートメーター）以外の計量器で計量された期間がある場合は、その期間において計量された使用電力量を一般送配電事業者が 30 分ごとに均等に配分した値を 30 分毎の使用電力量とします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、電気料金の算定期間の使用電力量は、送配電事業者が示す協議値を基にお客さまと当社との協議によって定めるものとします。
- (4) 使用電力量の計量の結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者から当社への通知）があった後、検針日または計量日の属する月の翌月にお知らせします。

18 料金の算定

- (1) 電気料金は、お客さまの使用電力量に基づき、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。
- (2) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合。

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合。

ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

19 日割計算

(1) 当社は、本約款第 18 条(料金の算定)(2)イまたはロの場合は、次により料金を算定します。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 3(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 3(日割計算の基本算式)(2)の定めにより算定します。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、別表 3(日割計算の基本算式)(3)の定めにより算定します。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定します。

(2) 本約款第 18 条(料金の算定)(2)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

20 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの電気料金の支払義務は、次の日に発生します。

イ 原則として、検針日または計量日とします。

ロ 検針日または計量日に一般送配電事業者からお客さまの接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日とします。

ハ 一般送配電事業者から受領したお客さまの接続供給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定を行った日とします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日とします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日とします。

- (2) 当社は、電気料金その他請求額を、当社 Web サイト(請求額の電子データ等をお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトを指します。)に登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。このとき、当社は、当社 Web サイトに請求額に係る電子データを登録したことにより、お客様に請求を行ったものとみなします。
- (3) お客さまが電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を当社に要求した場合、当社は、原則として請求書等の発行を行います。この場合、お客さまは、請求書の発行等に係る手数料をお支払いいただきます。
- (4) お客さまの料金は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。なお、支払方法および支払期日は、以下のとおりとします。

イ 口座振替払い

毎月 15 日もしくは 27 日(ご利用の金融機関により異なります)を支払期日とします。ただし、引落日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日とします。

ロ クレジットカード払い

請求書発行月の末日を支払期日とし、お客様が指定されたクレジットカード会社から支払いがなされます。

21.料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納義務を行う当社が指定した業者または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客さまにご負担いただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。
 - イ) お客さまが指定する口座からの当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて振込により支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといえます。
 - イ) (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ) (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) お客さまが振込により支払われる場合は、当社の口座に料金が振りこまれたことが確認されたときに支払いがなされたものといえます。
- (4) 料金は、支払い義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) お客さまの料金が、1,000 円を下回る場合については、当社は、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。
- (6) 供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、使用開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただくことがあります。

- (7) 当社は、お客さまとの需給契約における料金債権を業務委託先へ譲渡することがあります。なお、当該債権を譲渡する場合には、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせいたします。また、その債権譲渡の対象となったお客さまの料金支払い方法は、当社が債権譲渡した業務委託先の定める支払方法によります。債権譲渡の場合、お客さまの料金は業務委託先へ支払っていただきます。

22.遅延利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期限の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 21(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払われた場合はこの限りではありません。
- (2) 延滞利息は、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの割合を乗じて算出してえた金額をいたします。
- なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、電気料金の支払いが完了した日より算出し、次回以降の電気料金に加えて請求いたします。

V 使用および供給

23.適正契約の保持

当社は、お客さまと需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24.需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社または送配電事業者が業務遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえて需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

25.電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

- ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - 二) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ) その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を新たに送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うものとします。
- (2) 電気の供給の実施にともない、当社および送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保について協力していただきます。

26.供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ) お客さまの需要場所内の、送配電事業者または当社の計器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係わる電気の供給を送配電事業者に依頼することがあります。
- イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - 二) 25(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。なお、この場合には、供給停止の7日前までに予告いたします。
- イ) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ロ) お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ) この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

27.供給停止の解除

26(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合、当社は、すみやかに電気の供給を送配電事業者に依頼し、再開いたします。

28.供給停止期間中の料金

26(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合に、その停止期間中についても基本料金の算定期間とし、その額をお客さまより申し受けます。

29.違約金

お客さまが 26(供給の停止)(2)ロ、ハに該当し、そのために料金の全部または一部支払いを免れた場合には、当社が託送約款の定めにより送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまより申し受けます。

30.使用の制限もしくは中止

送配電事業者は、次の場合には、供給時間中にお客さまの電気の使用を制限もしくは中止することがあります。

- イ) 送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合もしくは電気の需給上やむをえない場合
- ロ) 非常変災の場合
- ハ) その他保安上必要がある場合

31.制限または中止の料金割引

30(使用の制限もしくは中止)によって、お客さまの電気の使用を制限もしくは中止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、送配電事業者の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。なお、送配電事業者の責めによる場合は、送配電事業者から賠償を得られた金額を限度して割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

32.損害賠償の免責

- (1) 当社は、電気を供給できない場合にも、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。お客さまが 6(需給契約の申込み)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責任を負いません。
- (2) 26(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または 38(解約等)によって需給契約を解約した場合は、当社はお客さまの受けた損害についての賠償の責めを負いません。
- (3) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害についての賠償の責めを負いません。
- (4) 天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合、その損害について賠償の責めを負いません。

33.設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の当社または送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価格と取替工費との合計額

VI契約の変更および終了

34.需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、その旨を当社の所定の様式にて申し出ていただきます。

35.名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでの電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用のすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社所定の様式にて申し出ていただきます。

36.需給契約の解約

引越しなどの事由によりお客さまが需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に通知していただきます。当社および送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された解約日に需給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。需給契約は、38(解約等)、および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された期日に解約いたします。

- イ) 当社がお客さまの解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受け、処理が完了した日に需給契約を解約したものといたします。
- ロ) 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます)により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給を終了させるための処置が可能となった日に需給契約を解約するものといたします。

37.供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算

お客さまが電気の使用を開始の後、契約容量または契約電力を新たに設定または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を解約する場合、もしくはお客さまが契約容量または契約電力を減少しようとする場合において、送配電事業者の託送約款に基づき当社が送配電事業者より料金の精算を求められる場合には、当社はその清算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

38.解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合に、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがございます。なお、この場合には、(3)を除き解約実施日の 15 日前までに書面にて通知いたします。本書面の発行については手数料 300 円(1 通あたり)をお支払いいただきます。支払いを要する額は、発行手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。
 - イ) お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過して支払われない場合
 - ロ) お客さまが他の需要契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

- ハ) お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払わない場合
- ニ) その他お客様がこの約款に違反した場合

- (2) 26(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。
- (3) お客さまが、36(需給契約の解約)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用していないことが明らかな場合には、当社および送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に供給契約を解約するものといたします。
- (4) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合、需給契約を解約することができます。
 - イ) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)であると判明した場合
 - ロ) お客さまが 45(反社会的勢力との取引排除)の表明保証に反していることが判明した場合
 - ハ) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合
- 二) お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (5) 36(需給契約の解約)によらず、お客さまが新たな供給者から電気の供給を受けようとする場合、お客さまから当社へ解約を申し出ていただく必要はございませんが、電力広域的運営推進機関のスッチングシステムを介して新たな供給者から当社へ供給者の変更を申し出ていただきます。また、その場合には新たな供給者から供給を受ける日をもってお客さまと当社の需給契約の解約日といたします。
- (6) 当社との需給契約の解約にともない、結果的にお客さまが他の供給者から電気の供給を受けられない場合、送配電事業者による電気の供給が停止される場合がありますので、その場合お客さまは送配電事業者に対し最終保証供給・特定小売供給を申込む必要があります。

39.需給契約の解約後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の解約によって消滅いたしません。

40.消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率にもとづいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めた表示された料金単価等についても、改定後の税率にもとづいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

VII 工事及び工事費の負担金

41.供給設備の工事費負担

- (1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が送配電事業者の託送約款にもとづいて工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客様よりその負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって供給開始にいたらないで需給契約を解約される場合は、当社は送配電事業者の託送約款にもとづいて請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客様より申し受けます。

42.計量器等の取付け

- (1) 必要な計量器、その付属装置(計量器箱および計量情報を伝達する為の通信装置等をいいます)は、原則として送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等とくに多額の費用を要するものについては、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けさせていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客様と送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また(1)によりお客様が施設した設備については、送配電事業者が無償で利用できるものといたします。
- (4) お客様の希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、当社は、送配電事業者が算定した実費をお客様より申し受けます。

Ⅷ保安

43.調査に対するお客様の協力

お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

44.保安等に対するお客様の協力

- (1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ) お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当社および送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障がある、また異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ) お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社もしくは送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客様が当社または送配電事業者の計量器等の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、あらかじめ当社に事前に通知していただき協議させていただきます。

なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社はお客さまにその内容を変更していただきます。

IX 反社会的勢力との取引排除

45. 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」といいます)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」といいます)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

X その他

46. 託送約款における需要者に関する規定の遵守

当社と需給契約を締結するお客さまは、託送約款における需要者に関する規定を遵守していただきます。

47. 個人情報等の保護

当社は、お客さまの個人情報を当社が定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。

48. 著作権等

- (1) 当社の Web サイト等が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は当社に帰属します。
- (2) お客さまが、当社と需給契約を締結することにより得られる一切の情報を、当社またはこれらの情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法いかんを問わず自ら行うこと、および第三者をして行わせることは、法令により禁じられています。

49.広告電子メール等の送信等

- (1) 当社は、お客さまに対して需給契約に関する取引内容の説明、利用料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際に、広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。
- (2) 当社は、お客さまに対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等(サンプル・試供品の配送その他提供を含みます。以下本条にて同じ)を行うことまたは電話をすることがあります。
- (3) お客さまは、当社からの広告電子メールの送信または前項所定の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、当社所定の方法にて当社に通知することにより、当社からの広告電子メールの送信もしくは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

50.準拠法

この供給約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

51.合意管轄

お客さまと当社との間における一切の訴訟については、千葉地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

52.この供給約款の実施日

この供給約款は、令和4年10月1日から実施いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法 36 条 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算出いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法 17 条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

2.燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単価とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位

で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は1 銭とし、その端数は小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(ア) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{lcl} \text{燃料費} & & \text{(2)の基準価格} \\ \text{調整単価} & = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times & 1,000 \end{array}$$

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\begin{array}{lcl} \text{燃料費} & & \text{(2)の基準価格} \\ \text{調整単価} & = (\text{平均燃料単価} - 44,200 \text{ 円}) \times & 1,000 \end{array}$$

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料 価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間とお客さまの請求期間に応じて適用いたします。

(ア) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料単価算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の10月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
---	----------------------------------

二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(イ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料単価が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
-------------	----------

3. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ) 基本料金, 最低料金, 最低月額料金の料金を日割りする場合

1月の該当料金×日割計算対象日数/検針期間の日数

ただし、18(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

(日割計算対象日数/検針期間)の日数は、(日割計算対象日数/暦日数)

といたします。

ロ) 料金メニューの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 第1段階料金適用電力量＝120 キロワット時 ×(日割計算対象日数/検針期間の日数)

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝180 キロワット時 ×(日割計算対象日数/検針期間の日数)

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ)によって算定された最低料金適用電力量, 第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ハ) 18(料金の算定)(1)に該当する場合は、(イ)の(日割計算対象日数/検針期間)の日数は、(日割計算対象日数/暦日数)といたします。

ハ) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 18(料金の算定)(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 18(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流, 契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

二) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

- (イ) 18(料金の算定)(1)イまたはハの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 18(料金の算定)(1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。
ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
- イ) 電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
 - ロ) 需給契約が消滅した場合
消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。
- イ) 電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。)の属する月の日数といたします。
 - ロ) 需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。)の属する月の日数といたします。